

『しがぎん』

投資信託 キャンペーン

期間 2025年12月1日月 ▶ 2026年2月27日金

対象 個人のお客さま〈店頭限定〉

滋賀銀行に**新たにお預入れ**いただくご資金で
投資信託を**300万円以上**ご購入いただいた方

期間中の合計購入金額に応じて
カタログギフトプレゼント!

1 1,000万円以上 **15,000円相当**

2 700万円以上～1,000万円未満 **10,000円相当**

3 300万円以上～700万円未満 **5,000円相当**

※詳しくは裏面をご覧ください。

キャンペーンの概要

キャンペーン期間	2025年12月1日(月)～2026年2月27日(金)						
対 象	個人のお客さま <店頭限定>						
条 件	① 期間中に300万円以上ご購入いただいた方 ② ご購入のご資金が、当行に新たにお預入れいただくご資金であること ※当行と既にお取引いただいているご資金でのご購入は対象外						
特典内容	上記条件に該当された方に、購入金額に応じてカタログギフトをプレゼント! ※期間中に複数回の一括購入がある場合は、合算した金額で判定します。 ※投信積立分は含まれません。 <table><tr><td>1,000万円以上</td><td>15,000円相当</td></tr><tr><td>700万円以上～1,000万円未満</td><td>10,000円相当</td></tr><tr><td>300万円以上～ 700万円未満</td><td>5,000円相当</td></tr></table>	1,000万円以上	15,000円相当	700万円以上～1,000万円未満	10,000円相当	300万円以上～ 700万円未満	5,000円相当
1,000万円以上	15,000円相当						
700万円以上～1,000万円未満	10,000円相当						
300万円以上～ 700万円未満	5,000円相当						

来店予約サービス
来店のご予約はこちらから!
※来店希望日の「2営業日前」
までWeb予約が可能です。



キャンペーンに関する留意事項

- 個人のお客さまが対象です。●店頭受付のみ対象です。ネット投信は対象外です。●2026年2月27日(金)、当日手続き完了分までを対象とします。(店頭受付：14時まで。※申込書類に不備があると対象外となる場合があります。)
- 投資信託は、三重支店、新大阪支店、全代理店および海外店では取扱いしておりません。
- 特典は課税対象となる場合があります。
- 当行の総合的判断により、キャンペーンの対象外となる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- キャンペーンの内容は予告なく変更または中止となる場合がございますのであらかじめご了承ください。●詳しくは店頭へお問い合わせください。
- ご購入のご資金が、当行に新たにお預入れいただくご資金であることが条件です。当行と既にお取引いただいているご資金(定期預金の満期、中途解約資金や普通預金、当行で購入した金融商品の解約、償還、満期資金等)である場合は、対象外となります。
- 期間中、投資信託を複数回一括購入された場合は、合算した金額で判定します。(例えば、投資信託を300万円購入された後、別の日に新たに400万円購入された場合、特典は10,000円相当のカタログギフトとなります。)
- 対象のお客さまには、2026年5月下旬以降、順次営業店より特典をお渡しいたします。お渡し時に投資信託口座を解約されている場合は対象外とします。

投資信託に関する留意事項

- 投資信託は、預金保険の対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり、元本および利息の保証はありません。
- 投資信託の基準価額は、組入資産等の値動きにより変動するため、受取金額が投資元本を割込むリスクがあります。外貨建資産に投資するものには、この他に通貨の価格変動により基準価額が変動するため、受取金額が投資元本を割込むリスクがあります。これらのリスクはお客さま自身が負担することとなります。
- 投資信託は、購入時・保有時・解約時に各種手数料等がかかります。
- 手数料等の合計額は次の手数料等の合計です。1.申込手数料(申込代金の最大3.85% [税込]) 2.運用管理費用(信託報酬)(純資産総額に対し最大年率2.42% [税込]) 3.信託財産留保額(換金時の基準価額の最大0.5%) 4.その他の費用(監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、組入資産の保管等に要する諸費用が信託財産から差引かれます。「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、その金額および合計額や上限額または計算方法を表示することができません。詳しくは「目論見書」をご覧ください。)
- 投資信託の購入に際しては、必ず最新の「目論見書」「目論見書保管書面」等により商品内容を確認の上、ご自身で判断してください。「目論見書」「目論見書保管書面」等は滋賀銀行のホームページおよび窓口等に用意しています。
- ご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は各運用会社が設定・運用を行っているもので、当行では申込みの取扱い等を行っています。
- 本資料は滋賀銀行が作成したもので、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。

当行は登録金融機関業務関連におけるお客さまからの苦情および紛争の解決を図るにあたり、以下の機関等を利用します。

一般社団法人 全国銀行協会 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号0120-64-5005

商号/株式会社滋賀銀行 登録金融機関/近畿財務局長(登金)第11号 所属協会/日本証券業協会・一般社団法人金融先物取引業協会